

令和4年度

## 練馬区分譲マンション アドバイザー制度利用助成のご案内

練馬区内の分譲マンションの適切な維持管理の促進と円滑な建替え・改修を支援するため、(公財)東京都防災・建築まちづくりセンターが実施する「マンション管理アドバイザー制度」または「マンション建替え・改修アドバイザー制度」を利用する管理組合に対して、派遣料を助成します。

受付

練馬区建築・開発担当部住宅課管理係(本庁舎13階)  
〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1  
電話 03(5984)1289(直通)  
FAX 03(5984)1237  
Eメール JUTAKUKA@city.nerima.tokyo.jp

受付期間 令和4年4月1日～11月中旬(予定)  
予算額に到達したら締め切ります。  
派遣希望月の2か月前から受け付けます。  
(例:希望日 8月30日 申請日6月1日)  
ただし、2、3月分の派遣については11月1日から受け付けます。

対象者 練馬区内に所在する分譲マンションの管理組合  
(管理組合の設立に向けて結成された区分所有者の団体を含む)  
のうち、練馬区にマンションの基礎的データや管理等の状況を登録  
した団体

分譲マンション登録制度とは

練馬区へ登録を行った分譲マンションの管理組合に対し、分譲マンションに関する制度改正などの最新情報や、ねりまマンション「未来塾」および東京都主催セミナー開催等の情報提供(メール・郵送等)を行います。年3回程度(予定)

対象事業 公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンターが実施する  
1 「マンション管理アドバイザー制度」  
2 「マンション建替え・改修アドバイザー制度」  
この事業は、東京都防災・建築まちづくりセンターに登録しているマンション管理士または一級建築士等の専門家をあなたのマンションに派遣し、マンション管理、大規模修繕、改修その他のアドバイスを実施するものです。  
具体的な業務内容は、次ページをご覧ください。

#### アドバイザーの業務内容

[派遣主体] 公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター  
(新宿区西新宿 7-7-30 小田急西新宿 O-PLACE 2F)  
電話 5989 - 1453

助成金額 アドバイザー派遣料の額 (25,300 円 や 16,500 円等)  
派遣業務以外の費用(テキスト代および違約金等)は対象外です。

助成件数 アドバイザー派遣 3 件程度 (令和 4 年度)  
予算額の範囲内となります。

助成回数 同一年度内に、マンション管理アドバイザー制度またはマンション建替え・改修アドバイザー制度のうち、いずれか 1 回を限度とします。

申込方法 事前に、住宅課管理係 (練馬区役所本庁舎 13 階) までご相談ください。マンションの管理状況やアドバイザー派遣の必要度等をお伺いしたうえで、お申込みいただきます。  
先にアドバイザー派遣の申込みをされますと、補助金が交付されない場合もありますので、ご注意ください。  
窓口または郵送で申請してください。

必要書類 ・登録時 管理組合等登録申請書、総会議事録 (理事長を選出したことが分かるもの) 等  
・申請時 アドバイザー制度利用助成申請書  
登録時より理事長の変更があった場合は、管理組合等登録変更申請書を提出してください。  
・変更時 管理組合等登録変更申請書、変更箇所が確認できる書類 (総会議事録、理事会議事録等)

申請書類等 練馬区ホームページ「暮らしのガイド」> 「住まい・交通・道路」> 「宅地・建物」> 「マンション施策関係事業」からダウンロードできます。

## 1 「マンション管理アドバイザー制度」

### Aコース 講座編

| コース名  | 業務内容                    | 派遣料     |
|-------|-------------------------|---------|
| A - 1 | マンションの管理ガイドラインの解説       | 16,500円 |
| A - 2 | 長期修繕計画作成ガイドライン活用の手引きの解説 |         |
| A - 3 | 管理委託の仕方                 |         |
| A - 4 | 計画修繕工事の進め方              |         |
| A - 5 | 滞納管理費・修繕積立金督促の仕方        |         |
| A - 6 | 管理組合の設立の仕方              |         |

### Bコース 相談編

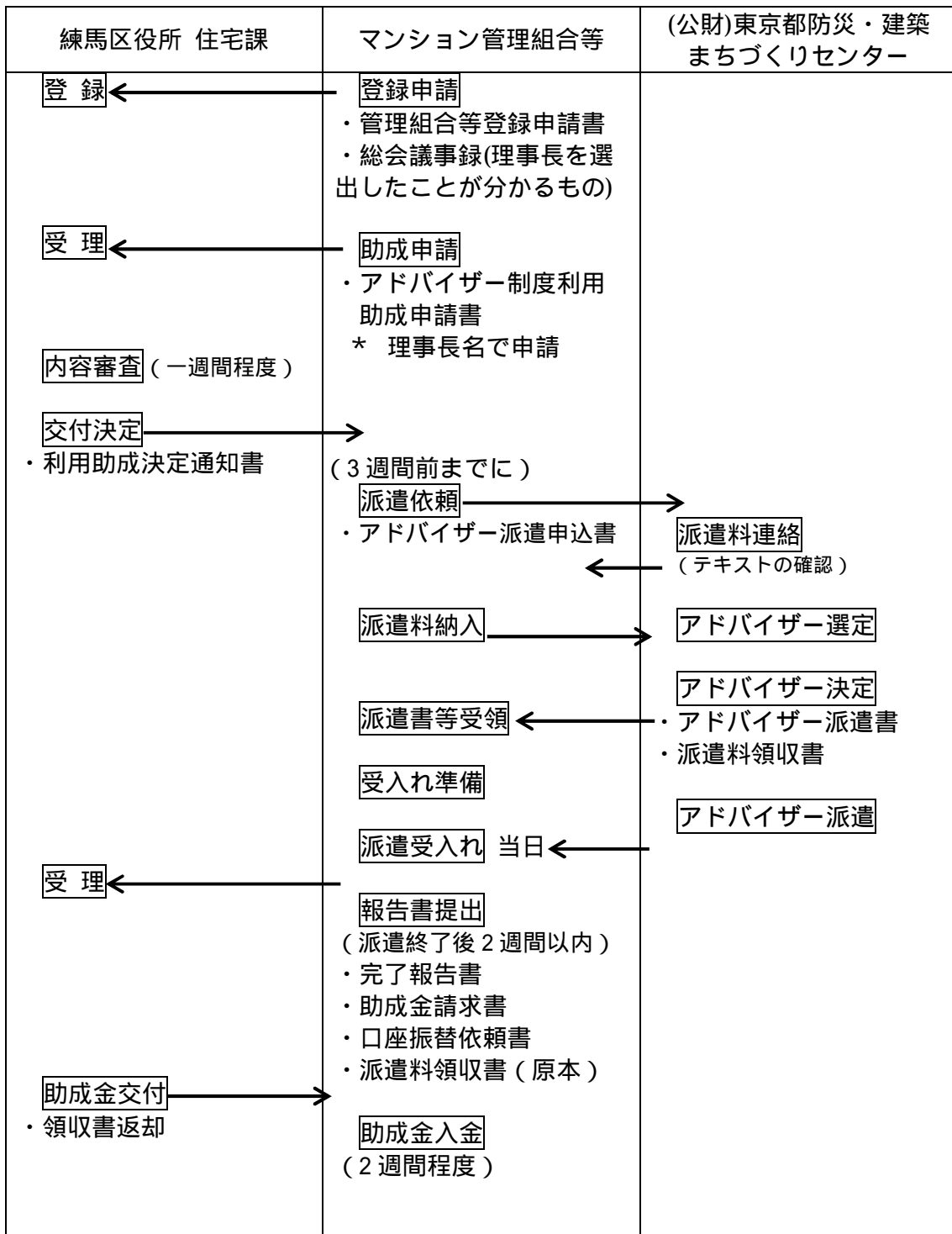
| コース名  | 業務内容   | 派遣料     |
|-------|--|---------|
| B - 1 | 管理組合の設立、運営、管理規約等に関すること                                   | 25,300円 |
| B - 2 | 管理費、修繕積立金等の財務に関すること                                      |         |
| B - 3 | 管理委託契約の契約等に関すること   |         |
| B - 4 | 修繕計画の作成や修繕積立金等の設定に関すること                                  |         |
| B - 5 | 修繕工事検討段階での相談に関すること（建物・設備等の劣化状況の調査・診断、修繕工事の検討組織、修繕工事の方式等） |         |
| B - 5 | 修繕工事準備段階での相談に関すること（修繕工事の内容、業者選定の仕方、合意形成等）                |         |
| B - 6 | その他マンションの維持管理に関すること                                      |         |

## 2 「マンション建替え・改修アドバイザー制度」

### Aコース 入門編

| コース名    | 業務内容   | 派遣料     |
|---------|--|---------|
| A - 1   | 建替え入門（マンションの建替え円滑化等に関する法律、税制、公的な支援等の説明）                                    | 16,500円 |
| A - 2   | 老朽度判定・建替えと修繕の費用対効果の説明（マンションの建替えか修繕かを判断するためのマニュアルの説明）                       |         |
| A - 3   | 合意形成の進め方（マンションの建替えに向けた合意形成に関するマニュアルの説明）                                    |         |
| A - 4   | 改修によるマンション再生（改修によるマンションの再生手法に関するマニュアルの説明）                                  |         |
| A オプション | マンション敷地売却制度の説明（マンション敷地売却制度の仕組みや公的な支援等の説明）<br>A - 1～4コースと合わせてご利用できるオプションです。 | 8,800円  |

アドバイザー制度利用助成の流れ ~ 登録申請および助成申請時 ~



交付決定後に内容(コース)の変更または中止されるときは、利用助成変更届の提出が必要となります。